

## エコピープルマーク使用規約

平成 24 年 2 月 9 日制定

### 1. エコピープルマーク使用規約（以下、使用規約）の目的

この規約は、エコピープルマークの使用に際して、遵守すべき事項、および禁止事項を定めることを目的とします。

### 2. 使用について

#### （1）使用用途

環境社会検定（以下、e c o 検定）合格者は、合格者本人（個人）の環境活動に役立つ目的で、後記（2）に記載の使用方法・デザインに従う限りにおいて、エコピープルマークを使用することができます。

ただし、以下のような使用はできません。

#### 【禁止事項】

- 1) 法令や公序良俗に反するような方法での使用
- 2) 本マークを用いた製品・商品の製造またはサービスの提供
- 3) 商品やサービスの品質を保証するものとしての使用、または、そういった誤解を第三者にあたえるような使用
- 4) 本マークの他者への貸与、譲渡
- 5) 企業・グループなど、個人以外の環境活動等を目的とした使用（会社案内・CSR 報告書・企業のHP 等）  
※会社・団体における「個人の名刺」には使用することができます。  
（使用方法は（2）-1）参照
- 6) その他、東京商工会議所が不適切であると判断する方法での使用

#### （2）エコユニットマークの使用方法・デザイン（右図参照）

- 1) マークと共に合格証番号を必ず併記してください。  
2) WEB サイト、活動案内等の印刷物に使用できます。  
◎印刷される場合は、指定の色を使用してください。  
〔指定印刷色〕スミ（黒）または指定色  
〔C85%+Y100% (DIC2558p'100%)〕
- 3) ダウンロードしたマークを縮小または拡大して使用してください。  
◎マークの縦横の比率の変更、デザインの加工はできません。



### **3. エコピープルマークに関わる権利**

エコピープルマークに関する一切の権利は、東京商工会議所に帰属します。

本規則に反する使用をしたと東京商工会議所が判断した場合は、直ちにマークの使用を中止していただく場合があります。

### **4. エコピープルマークに関する事故等**

エコピープルマークの使用に関連した事故、苦情等が発生した場合は、マークを使用した者の責任において必要な措置を講じていただきます。

<附則>

この規則は平成24年2月9日より施行します。

本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご了承ください。規約につきましてはエコピープル支援協議会のWEBサイトにてご確認ください。